

埼玉の木で住宅を。
県産材使って減らすCO₂

みんなで作ろう、

埼玉の木

最大
34万円補助

さいたま県産木材を使って新築(購入)・増改築する住宅・事務所・店舗に、1㎡あたり17,000円又は1㎡あたり3,000円を補助します。



C-(1)-160238

彩の木
補助事業
補助要件

- ①県内に県内事業者が建築するもの
- ②平成30年10月1日以降に契約したもの
- ③令和2年2月29日までに木工事が完了できるもの
- ④さいたま県産木材を規定量以上使うもの

申込
期限

令和2年2月14日

受付中

一般社団法人 埼玉県木材協会

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-14-13 埼玉県林材会館4階

☎048-822-2568

www.mokkyo-saitama.jp



みんなで使おう、埼玉の木

「平成31年度(令和元年度) 彩の木補助事業」のご案内



申込受付期間

令和元年5月10日(金)～令和2年2月14日(金) ※予定数に達し次第終了します。



申込方法等

郵送又は持参により受け付けます。

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-14-13 埼玉県林材会館4階
一般社団法人埼玉県木材協会「彩の木補助事業」係



補助対象、補助要件

- ①新築(分譲住宅の購入も可)、増改築、内装木質化(リフォーム・リノベーション)される住宅等が埼玉県内に所在すること。
- ②埼玉県内に事業所又は営業所を有する住宅生産者等が工事すること。
- ③平成30年10月1日以降に工事請負契約(売買契約)を締結していること。
- ④令和2年2月29日までに木工事が完了すること。
- ⑤新築、購入の場合は、さいたま県産木材の使用割合が全体の木材使用量の60%以上であること。
増改築の場合は、さいたま県産木材の使用量が3立方メートル以上であること。
内装木質化の場合は、12ミリメートル以上の厚さのさいたま県産木材による施工面積(表面が見えている面積)が15平方メートル以上であること。



補助金の額及び限度額

- ①補助金の単価
新築、購入、増改築の場合 さいたま県産木材1立方メートル当たり17,000円
内装木質化の場合 さいたま県産木材による施工面積1平方メートル当たり3,000円
- ②補助金の額(いずれも、1千円未満は切り捨て)
新築、購入、増改築の場合 さいたま県産木材の使用量に、補助金の単価を乗じて得た額
内装木質化の場合 さいたま県産木材による施工面積に、補助金の単価を乗じて得た額
- ③補助金の加算
新築、購入の場合
次のア又はイの要件を満たす場合は、一律50,000円を加算することができます。
(詳細な加算要件をホームページ・案内書で必ず確認してください。)
ア さいたま県産木材の無垢の柱を使用している真壁造りの和室が1室以上ある。
イ さいたま県産木材の無垢の梁・桁をあらわしで使用している居室が1室以上ある。
- ④補助金の限度額
1戸当たり(集合住宅の場合は1棟当たり) 340,000円
新築、購入の場合で補助金の加算要件を満たしているときは、加算される額を含めて340,000円が限度額となります。

事業の詳細及び様式等は、
埼玉県木材協会ホームページに掲載しています。

<http://www.mokkyo-saitama.jp/>

埼玉県木材協会

検索

「案内書」が必要な方は、
埼玉県木材協会までお電話ください。
郵送いたします。

☎048-822-2568